

第6回 京都府営水道事業経営審議会

日 時：平成29年10月30日（月）

午後5時30分から

場 所：京都ガーデンパレス

2階「葵の間」

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 報告事項

①京都府営水道ビジョン（改訂版）中間案について

②京都府営水道事業の経営状況について

4 閉 会

〈 資 料 〉

○報告事項

(1) 京都府営水道ビジョン（改訂版）中間案について

- ・本編 …資料1-1
- ・資料編 …資料1-2
- ・概要版 …資料1-3
- ・施設規模の検討 …資料2

(2) 京都府営水道事業の経営状況について …資料3

○参考資料

- 京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋） …参考資料1
- 京都府公営企業の組織等に関する規程（抜粋） …参考資料2

京都府営水道事業経営審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職
池 淵 周 一	京 都 大 学 名 誉 教 授
石 井 明 三	京 田 辺 市 長
伊 藤 禎 彦	京 都 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 教 授
尾 形 賢	京 都 府 議 会 議 員
佐 藤 裕 弥	浜 銀 総 合 研 究 所 シ ニ ア フ ェ ロ ー
佐 藤 陽 子	新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人 公 認 会 計 士
竹 谷 一 枝	相 楽 連 合 婦 人 会 副 会 長
田 野 照 子	八 幡 市 女 性 会 会 長
中 小 路 健 吾	長 岡 京 市 長
西 垣 泰 幸	龍 谷 大 学 経 済 学 部 教 授
能 勢 昌 博	京 都 府 議 会 議 員
橋 元 信 一	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 京 都 府 連 合 会 会 長
秦 陽 子	長 岡 京 市 女 性 の 会 顧 問
藤 山 裕 紀 子	京 都 府 議 会 議 員
前 窪 義 由 紀	京 都 府 議 会 議 員
松 岡 保	京 都 府 議 会 議 員
村 井 弘	京 都 府 議 会 議 員
山 田 悦	京 都 工 芸 繊 維 大 学 環 境 科 学 セ ン タ ー 教 授
山 田 淳	立 命 館 大 学 名 誉 教 授
山 本 正	宇 治 市 長

※任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日 [2年]

○京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋）

昭和41年12月27日
京都府条例第43号

京都府公営企業の設置等に関する条例をここに公布する。

京都府公営企業の設置等に関する条例

第1条～第2条 （略）

（組織）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書の規定により公営企業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により公営企業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、環境部及び京都府営水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（京都府営水道事業経営審議会）

第4条 審議会は、知事（京都府公営企業の管理者の権限を行う知事をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、供給料金その他の水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、調査審議のため必要があるときは、水道用水の供給を受けている市町から意見を聴くことができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 審議会において、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。

5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理規程で定める。

第5条～第8条 （略）

附 則（略）

附 則（平成27年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第40号で平成27年4月1日から施行）

○京都府公営企業の組織等に関する規程（抜粋）

昭和 39 年 4 月 1 日
京都府公営企業管理規程第 1 号

〔京都府企業局組織規程〕を次のように定める。

京都府公営企業の組織等に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、京都府公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年京都府条例第 43 号）第 3 条第 2 項に規定する環境部（以下「部」という。）及び京都府営水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条～第 18 条 （略）

（審議会の会長及び副会長）

第 19 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第 20 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

第 21 条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第 22 条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第 23 条 審議会の庶務は、部において処理する。

（会長への委任）

第 24 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則（平成 27 年企管規程第 2 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。